茨木市公告第48号

茨木市ふるさと寄附金推進業務委託
プロポーザル公告について

茨木市ふるさと寄附金推進業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式による提案募集を行いますので公告します。

令和８年11月24日
茨木市長 福岡洋一

プロポーザルの概要について

１　趣旨

茨木市ふるさと寄附金推進業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、分析能力、戦略性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

２　業務概要

(1) 業務名　　茨木市ふるさと寄附金推進業務委託

(2) 業務の目的　　本市が実施するふるさと寄附金事業について、寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品の新規開拓、データ分析、情報収集等を民間事業者に委託することにより、専門的なノウハウを取り入れることで、地域の活性化と寄附金の増加及び寄附受入に係る経費の削減に繋げる。

(3) 業務内容　　寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品の新規開拓、データ分析、情報収集等のふるさと寄附金に係る全般的な事務を実施する。

(4) 業務期間　　令和９年４月１日から令和10年３月31日まで

３　事業規模総額等について

(1) 事業規模総額

97,025,638円

候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、事業規模総額以下で設定するものとする。

(2) 受託者に支払う委託料について

ア　金額

①～⑦を合計した金額に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。
①基本業務委託料（寄附金額×●％）
②返礼品代
③返礼品送料
④寄附金額受領証明書発送に係る諸費用
⑤ワンストップ特例申請（紙）受付に係る費用
⑥ワンストップ特例申請（オンライン）受付に係る費用
⑦上記以外で必要となる費用

※②返礼品代に消費税及び地方消費税を加えた金額が寄附金額の30％以内であること。現地決済型ふるさと納税の返礼品代は事業規模総額に含まれない。

※総務省告示の順守について
総務省告示に基づき、寄附金の募集に要する費用は、告示に示す範囲において委託業務を実施できるよう、本委託業務の対象外の経費（ポータルサイト使用料、決済手数料等）も含めた管理を行うこと。

※この契約については、市議会の予算議決を要するため、議決が得られた後契約を締結するものとする。万一、議決が得られず、参加者に損害が発生した場合においても、本市は損害の責めを一切負わないものとする。

※本契約に係る予算が削除又は減額された場合は、契約を変更し、又は解除することができるものとする。また、この理由により契約を解除した場合には、当事者双方は、その相手方に対して損害の賠償は求めないものとする。

イ　支払方法
各月の業務実績に応じて、請求日から30日以内に支払うものとする。

(3) 令和９年度の寄附額及び件数の想定
ア　寄附額　219,190,000円
うち350,000円が現地決済型ふるさと納税からの寄附とする。
イ　件数　10,340件
うち11件が現地決済型ふるさと納税からの寄附とする。（配送不要）
※受託者が管理しないサイトからの寄附は、上記の件数とは別に8,623件を想定している。寄附受領証明書の発送は合計した18,963件とする。
ウ　ワンストップ申請（紙）　1,707件
エ　ワンストップ申請（オンライン）　3,982件
※ア・イは受託者が管理しないサイト「さとふる・ヤフーふるさと納税」からの寄附は含まず、ウ・エは、受託者が管理していない同サイトからの寄附を含む。

4　プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

⑴ 茨木市（以下「市」という。）の物品等入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、当該名簿に登載されていない者についても本プロポーザルへの参加を認めるが、当該登載されていない者が契約候補者となった場合は、すみやかに入札参加資格申請書等を提出し審査を受けること。

⑵ 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年４月１日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年４月１日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年４月１日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。また、市の物品等、建設工事、測量、建設コンサルタントその他の入札参加資格者名簿に登載されていない者についても、指名停止または指名除外措置に該当する事象が発生していないこと。

⑶ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しないこと。

⑷ 下記①から③におけるいずれかの期間において、本業務と同種の業務（※）を12か月継続的に受託し、当該自治体の寄附額（１会計年度の総額）を前年度比150％以上伸ばした実績があること。なお、受託者が管理していないサイトの寄附額は含まないこと及び比較対象となる前年度についても受託していることとする。

①令和５年４月から令和６年３月まで（令和５年度）の12か月間
②令和６年４月から令和７年３月まで（令和６年度）の12か月間
③令和７年４月から令和８年３月まで（令和７年度）の12か月間

※同種の業務とは、別紙「茨木市ふるさと寄附金推進業務委託仕様書　５業務概要」の⑴から⑽の全てを含む業務とする。

※上記は、業務実績調書（様式２－１）の記載事項等をもとに審査する。

⑸ １会計年度において、本市寄附実績（寄附額３億円）以上の規模の実施実績があること。受託者が管理していないサイトの寄附額は含まないこととする。

※上記は、参加申込書の記載事項等をもとに審査する。

プロポーザル実施要項について

別添「茨木市ふるさと寄附金推進業務委託に係るプロポーザル実施要項」のとおり

日　程

質問期限	令和８年11月30日（月）午後３時まで
質問に対する回答	令和８年12月３日（木）午後５時まで
参加申込期間	令和８年11月24日（火）午前９時から 令和８年12月８日（火）午後４時まで（厳守） ※土日、祝日を除き各日とも午前９時から午後４時までとする。
参加資格審査結果通知	令和８年12月11日（金）
企画提案書提出期間	令和８年12月14日（月）午前９時から 令和９年１月６日（水）午後４時まで（厳守） ※土日、祝日を除き各日とも午前９時から午後４時までとする。
第１次審査結果通知	令和９年１月12日（火）
第２次審査	令和９年１月19日（火）
審査結果通知	令和９年１月26日（火）
契約締結	令和９年４月１日（木）（予定）

担当部署

茨木市企画財政部まち魅力発信課　担当　岩倉・渡邉
TEL０７２－６２０－１６０２（直通）
FAX０７２－６２４－８９６１
E-mail：machimiryoku@city.ibaraki.lg.jp